

さいたま市規則第36号

さいたま市都市局指定管理者審査選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第8条第7項の規定に基づき、さいたま市都市局指定管理者審査選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長が急施を要すると認めたとき、又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

(除斥)

第4条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が代表者その他これに準じる者である法人その他の社団又は財団に係る事件については、会議に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に、所掌する所管施設を定めた専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、第3条及び第4条中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、第3条及び前条中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 委員会は、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。